別紙第七号書式を次のように改める。

別紙第7号書式

電磁的記録媒体返付書

年　月　日

年　月　日付領収済通知書に添付された別添の電磁的記録媒体については、その収録内容を指定国税収納命令官又は指定分任国税収納命令官に通知したので返付します。

電磁的記録媒体番号（正・副）号	（正） （副）

（日本銀行　あて）

代行機関　㊞

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別紙第七号の二書式を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十七年一月六日から施行する。

2　改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

告　示

○金融庁告示第四十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三十日

金融庁長官　細溝　清史

一　許可番号　関東財務局長（銀代）第百四十一号
銀行代理業者名　ＳＭＢＣビジネスサポート株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号
許可年月日　平成二十三年三月十日
所属銀行の商号　株式会社三井住友銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

二　銀行代理業者名　内田ミチ子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江千九百八十五番地十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年三月三日

三　銀行代理業者名　宮城　幸子
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県うるま市川崎九十九番地一　みねアパート百一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

四　銀行代理業者名　喜久川江美子
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県宮古島市平良字西原四百十八番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

五　銀行代理業者名　川邉　織江
主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県加須市外田ケ谷五百九十番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年三月三十一日

六　銀行代理業者名　平塚敬市郎
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県石巻市田代浜字仁斗田七十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

七　銀行代理業者名　元田百合子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県白山市河原山町ハ五十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

八　銀行代理業者名　忠　至
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県村上市有明千百十二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年三月三十一日

九　銀行代理業者名　那須大谷開拓農業協同組合
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県那須郡那須町大字大島千八百七十九番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月一日

十　銀行代理業者名　岩舟町
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県下都賀郡岩舟町大字静五千百三十二番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年四月四日